

## 円滑な個人住民税給与特別徴収業務を行うために

滋賀県彦根市総務部税務課 小堀 浩介

### 1 はじめに

円滑な個人住民税給与特別徴収（以下、「特別徴収」という。）業務とは何か。それは、法令遵守を基本とし、納税義務者、特別徴収義務者、市町村の三方が特別徴収制度を理解した上でメリットを活かし、必要な事務や税納付を滞りなく行うことである。そうすることで、納税義務者は1回の支払額の負担を減らすことができるとともに、給与から天引きされることで納付の手間も省くことができる。また、特別徴収義務者は、納税義務者の税納付に関する利便性を高めることで、雇用環境の改善を図ることができる。そして、市町村は徴収率の高い特別徴収制度を利用する対象者を増やすことで、個人住民税の税収確保と新規滞納の抑制を図ることができる。

しかしながら、特別徴収にはメリットばかりではなく、当然デメリットも存在する。特に特別徴収義務者は毎月の給与から各々の税額を差し引き、納付する必要がある上、システム改修の費用が発生する可能性もある。また、退職や転勤の都度、異動届を提出する手間が発生するといったデメリットのイメージが大きくなっている。

法令の趣旨に則り、適正かつ公正な事務を執行するためには、特別徴収義務者の協力が不可欠である。各々の理解を深め、円滑な特別徴収業務を行うためには何をすべきか、多角的視野に立った考察が必要である。

### 2 課題解決に向けて

特別徴収業務を遂行する上で、様々な課題が遍在しており、円滑な特別徴収業務を行うためには、各々の課題と向き合い、解決していく必要がある。

では、円滑な特別徴収業務を行うために解決すべき課題とは何か。ここでは、三方の視点から考察することとする。

#### （1）納税義務者の視点から見えてくる課題

特別徴収制度を利用することで、納税義務者は納付の手間や1回の支払額の負担を軽減できるといったメリットを得られるが、一方で、特別徴収税額通知書を特別徴収義務者経由で手にすることとなり、収入額や控除情報等、個人の課税情報を特別徴収義務者に知られる可能性があるといったプライバシーの問題が存在する。

日々の課税事務を行う中で、副業を会社に知られたくないといった話や、確定申告で障害者控除を追加される方の中には、障害を持っていることを会社に知られたくないといった話をよく耳にする。これらは特別徴収を行うことで、会社に知られる可能性が発生してしまう。本人にとっては会社に知られることは重大な問題であり、個人

情報保護の観点からも重要度の高い課題であると言える。

特別徴収税額通知書については、特別徴収義務者に内容を見られることがないように目隠しをする等の配慮が必要である。通知書を発送する側である市町村は、帳票発注時やシステム構築時に、個人情報保護の観点からも十分に検討すべきである。

また、特別徴収義務者からの問い合わせ時にもメモを確認する等、個人情報を漏らすことがないように細心の注意を払うべきである。

納税義務者が安心して特別徴収制度を利用できるように、個人情報保護を徹底することで、円滑な特別徴収業務へとつなげていく必要があると考える。

## (2) 特別徴収義務者の視点から見えてくる課題

先にも述べたように、特別徴収を行うことは、特別徴収義務者にとってメリットよりもデメリットのイメージが大きいものとなっている。特に人材派遣業など入退社が多い事業所や従業員が少ない小規模事業所、従業員が複数の市町村にまたがっている事業所等については、手間が増えるというイメージがより一層大きなものとなっている。

特別徴収義務者が事務の多さや煩雑さを理由に、退職の異動届の提出を怠ったり、税納付が遅れたりした場合、納税義務者にとっては、納税証明が発行できない等、落ち度もなく不利益を被るといった憂慮すべき事態が発生してしまう。

特別徴収義務者が事務を怠ることなく、円滑な特別徴収業務を行うためには、理解を深めてもらうことが重要であると考えます。

給与所得者の個人住民税については、所得税法に基づき源泉徴収義務がある給与支払者については、特別徴収の義務があることが法令で定められていることをはじめ、納税義務者にメリットがあり、雇用改善にもつながること。税額計算は市町村が行うため、所得税のような税額計算や年末調整の手間はかからないこと。従業員が常時10人未満の事業所については、年12回の納期を年2回にする納期特例制度があること等、特別徴収についての理解が不足している事業所も多いのではないかと思います。

そのため、広報やホームページにQ & Aを載せたり、関係団体に協力を依頼してパンフレットを置いてもらったりと各々が一体となって協力体制を構築することで、活用し得る各種広報媒体を通じて分かりやすい周知を徹底しなければならない。

また、制度を理解した上での滞納については、個々の納税義務者に不利益が生じることから、滞納処分等により厳正に対処することも併せて理解してもらう必要がある。

さらに、特別徴収義務者に理解してもらうためには、制度を押し付けるばかりではなく、事務の煩雑化を防ぐために、異動届事務の簡略化や税納付方法の多様化等を検討し、歩み寄る姿勢を示すことも大切であると考えます。

## (3) 市町村の視点から見えてくる課題

納税義務者や特別徴収義務者の視点で見えてきた課題を解決することはもちろん、円滑な特別徴収業務を遂行するために市町村が解決すべき課題は数多く存在する。その中で、市町村における課題のキーワードとなるべきものはやはり「特別徴収の強制

指定」であると考えられる。

特別徴収の強制指定が始まれば、これまで述べてきたような課題は一層大きくなり、特別徴収義務者への対応も苦慮することが予想される。

例えば、総括表や通知書等、帳票の見直し。状況によっては普通徴収を認めるのか、認めるのであれば、どこまでを認めるのかといった普通徴収切替理由書の整備。システム改修が必要な場合は、猶予期間を設けるのか。特別徴収に応じない事業者への対応。特別徴収義務者の滞納への対応。給与支払い報告書の未提出事業者への対応等、課題は山積みである。

また、副業先から新規特徴の申し出があった場合等、特別徴収の強制指定を推進する立場から矛盾が生じないように、対応をどうすべきかといった新たな課題も発生してくる。

地方税法第三百二十一条の三には特別徴収義務について記述されているが、「当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。」との但し書きが設けられているが、この但し書きについての解釈も注意が必要である。

今回の研修で行われた特別徴収推進の事例紹介の中で、この但し書きについては、事業所ごとに選択できるといった趣旨ではなく、市町村が特別徴収をするかしないかを決定することは許されないとの説明を受けた。

各市町村の解釈や総括表等の様式については、統一したものでなければ公正な課税事務を行うことができず、従業者が複数の市町村にまたがっているような事業所は混乱し、円滑な事務を阻害してしまう恐れがある。

特別徴収の強制指定を行うまでには数多く存在する課題を整理し、他市町村とも協議を行いながら、対応策を固めておく必要があると考える。

### 3 総括

特別徴収制度を円滑に利用することができれば、法令順守を行いつつ、特別徴収義務者、納税義務者、市町村の3方でメリットも享受できるといった好循環が生まれる。しかし、特別徴収の強制指定ばかりが先に進んでしまうようなことがあれば、デメリットが勝ってしまい、特別徴収義務者は煩雑な事務に追われ、退職等の異動届の提出や税納付が滞り、結果的に納税義務者の納税証明が発行できないといった悪循環を生み出してしまう恐れもある。

今回の研修では、講義で行われた特別徴収推進の事例紹介をはじめ、他市町村で実際に行われている事務の話聞くことで、今後、当市が特別徴収を推進する中で生じるであろう課題解決への糸口をつかむことができた。特別徴収業務については、悪循環ではなく、好循環を生み出せるよう、今後の事務に活かさなければならない。

円滑な特別徴収業務を遂行するためには、法令順守を目的として特別徴収の強制指定を進めるのではなく、法令順守を手段として捉え、他市町村や関係団体とも協力を行う中で、各々の立場に立ち、各々の視点から課題解決を行うことで、メリットを最大限に活かすことが重要であると考えられる。